

京 都 大 学 環 境 安 全 保 健 機 構 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学環境安全保健機構規程 (平成17年達示第6号)</p> <p>(前 略) (機構長)</p> <p>第3条 機構に、機構長を置く。</p> <p>2 機構長は、本学の<u>専任教授</u>のうちから、総長が指名する。</p> <p>3 機構長の任期は、2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 機構長は、再任されることがある。</p> <p>5 機構長は、機構の所務を掌理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(機構長)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 機構長は、本学の<u>教職員</u>のうちから、総長が指名する。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>5 }</p>
<p style="text-align: center;">京都大学国際交流推進機構規程 (平成17年達示第11号)</p> <p>(前 略) (機構長)</p> <p>第3条 機構に、機構長を置く。</p> <p>2 機構長は、本学の<u>専任教授</u>のうちから、総長が指名する。</p> <p>3 機構長の任期は、2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 機構長は、再任されることがある。</p> <p>5 機構長は、機構の所務を掌理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(機構長)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 機構長は、本学の<u>教職員</u>のうちから、総長が指名する。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>5 }</p>
<p style="text-align: center;">京都大学情報環境機構規程 (平成17年達示第13号)</p> <p>(前 略) (機構長)</p> <p>第3条 機構に、機構長を置く。</p> <p>2 機構長は、本学の<u>専任教授</u>のうちから、総長が指名する。</p> <p>3 機構長の任期は、2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 機構長は、再任されることがある。</p> <p>5 機構長は、機構の所務を掌理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(機構長)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 機構長は、本学の<u>教職員</u>のうちから、総長が指名する。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>5 }</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成22年5月1日から施行する。</p>